



令和2年度

障がいを理由とする差別の解消推進のため 合理的配慮の提供に助成します



誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進するため、障がいのあるかたに必要なかつ合理的な配慮の提供を、事業者は、負担が重すぎない範囲で対応に務めることになっています。

那珂市では、その提供の一助とし、合理的配慮の提供を推進するため、事業者や地域の団体が、障がいのあるかたに必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用の全部または一部を助成します。

助成対象団体

○市内で、飲食、物販、医療など不特定多数の人が利用し、障がいのあるかたなどの利用が見込まれる事業を行う事業者

○市内の自治会

助成の対象

○障がいのあるかたに対して、必要かつ合理的な配慮を簡単に行うことができるようにするもの

申請方法

○那珂市保健福祉部社会福祉課窓口にて受付

申請期間

○令和2年10月26日（月）から令和2年11月30日（月）

※申請の中から事業効果が高いものを選定し助成します。

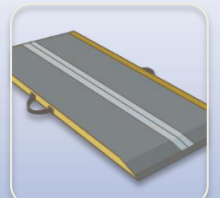
コミュニケーションツールの作成 **助成限度額 1万円**

点字メニューの作成、会話ボードの作成、チラシの音訳 など



物品の購入 **助成限度額 5万円**

折り畳み式スロープの購入、筆談ボードの購入、拡大読書器の購入 など



工事施工費 **助成限度額10万円**

スロープの設置、手すりの設置、点字ブロックの敷設 など

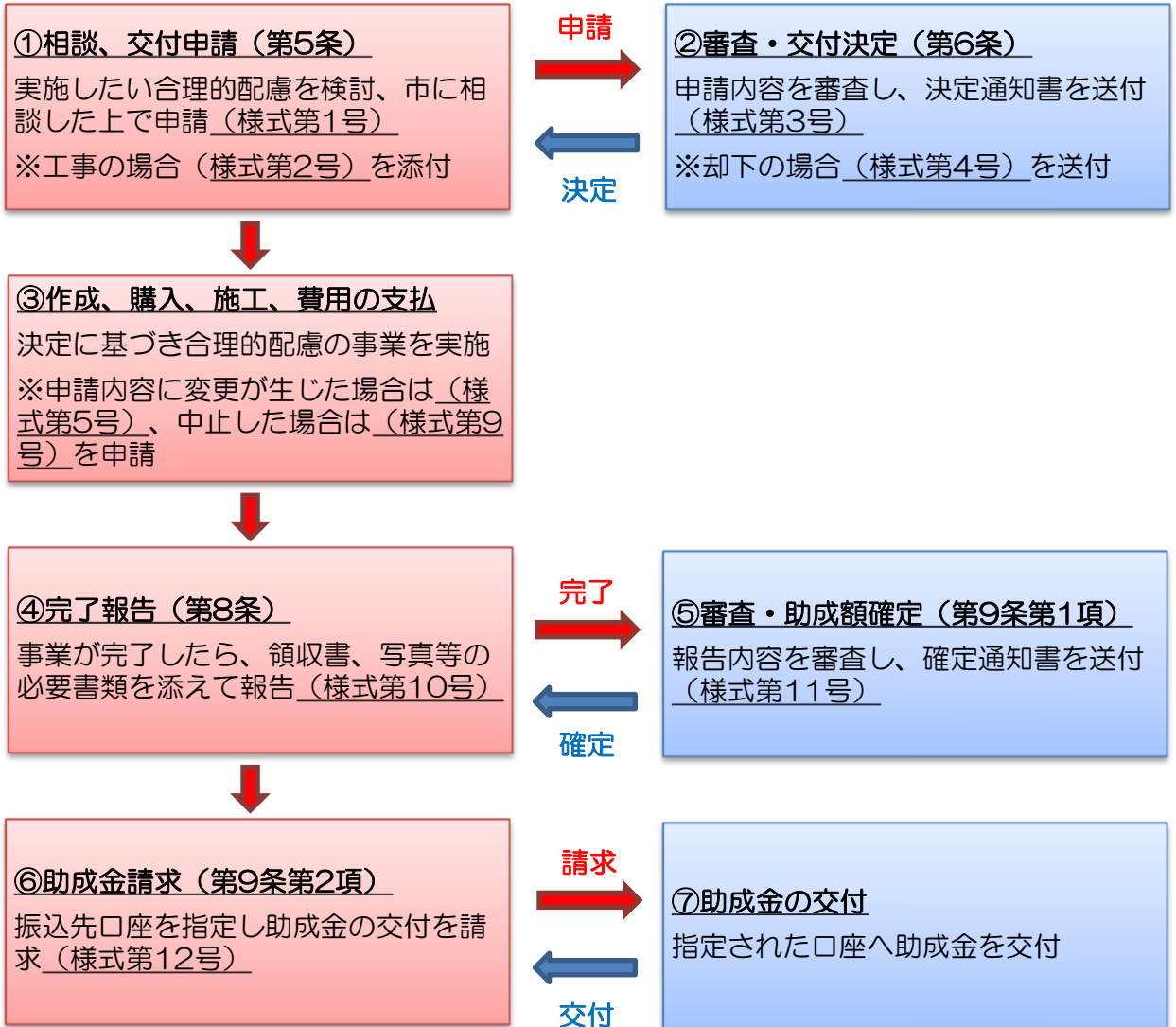


那珂市合理的配慮の提供支援に係る助成金制度の流れ

(那珂市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱)

申請者

市



問合せ先

〒311-0192 那珂市福田1819番地 5
那珂市保健福祉部社会福祉課障がい者支援グループ
TEL:029-298-1111 (内線126・127・128)
FAX:029-295-4244